

論文

日本企業におけるサステナビリティ 情報の保証報告書の内容分析： 開示・保証の実態と戦略的意図

矢澤 憲一

キーワード

サステナビリティ情報
第三者保証
保証報告書
テキストマイニング
内容分析

目次

- 背景と問題意識
 - 理論と先行研究
 - リサーチデザイン
 - 分析結果
 - 結論と今後の課題
- 注
参考文献

1. 背景と問題意識

サステナビリティ情報の開示は、企業の環境・社会・ガバナンス（ESG）への対応を示す手段として近年ますます注目を集めている。しかし、これらの非財務情報は財務情報と異なり、開示基準の整備が十分とはいえず、企業の恣意的な情報選択やグリーンウォッシュの懸念が常につきまとう。このような状況のなか、サステナビリティ情報の信頼性を担保する手段として、第三者による保証（assurance）が導入されるケースが増加しており、その意義と有効性が問われている。

近年、サステナビリティ情報の信頼性向上に向けて、国際的な保証制度の整備が急速に進展している。欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive）では、非財務情報に対する合理的保証の義務化が予定されており、保証提供者についても、特定の職種に限定せず、能力・独立性・品質管理体制などの基準を満たす多様な主体に保証を認める方向性が採られている（いわゆる“professional agnostic”アプローチ）。また、国際財務報告基準財団（IFRS Foundation）の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB: International Sustainability Standards Board）による情報開示基準の開発（IFRS S1 および S2）、および国際監査・保証基準審議会（IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board）によるサステナビリティ報告に対する保証業務に関する国際基準（ISSA5000: International Standard on Sustainability Assurance 5000）の策定も進行しており、保証水準・保証主体・保証基準の整合性確保が国際的な政策課題となっている。また日本においても、金融庁が有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の記載の義務化を進めるなど、上場企業に対する情報開示制度の整備が段階的に進展している。今後は、開示内容の信頼性を担保する手段として、第三者保証の制度的位置づけや基準の整備が検討課題となる可能性が高い。このように、保証制度をめぐる国内外の規制動向が活発化する中で、日本企業の保証実務の現状を把握し、保証報告書の内容と構造を検証することは、制度設計や実務ガイドラインの策定に向けた基礎的資料となる点で重要な意義をもつ。

とりわけ、保証報告書は、企業と保証提供者がどのような意図をもって保証を行っているかを読み解くうえで重要な資料であり、企業と保証提供者の双方にとって戦略的な意思決定の成果物といえる。しかしながら、その内容や形式は一樣ではなく、保証の有無や水準、保証提供者の属性、報告書の構成、言語表現の選択など、様々な要因が複雑に絡み合っている。

先行研究では、保証提供者のタイプ（会計系提供者 vs 認証機関）や保証水準（合理的保証 vs 限定的保証）による違い、適用される保証基準（ISAE3000、AA1000AS 等）の採用傾向、さらに保証報告書における言語的特徴やトーン（Hassan, 2019）に着目した分析が行われてきた（Ackers, 2009, 2015, 2017; Perego & Kolk, 2012; Gürtürk & Hahn, 2016 等）。一

方、日本における研究は限られており、たとえば矢澤（2024）は保証の有無と開示情報の量的関係を示唆するにとどまり、保証報告書の内容そのものに焦点を当てた体系的な分析は筆者の知る限り見当たらない。

本研究はこのギャップを埋めるべく、日本企業の保証報告書を対象にテキストマイニングを活用した内容分析（content analysis）を実施し、①企業側の開示戦略、②保証提供者側の保証および開示戦略の両面を解明することを目的とする。とりわけ、保証報告書が単なる事実提示にとどまらず、企業の正当性の表明やステークホルダーとの信頼構築のための戦略的ツールとして機能しているのかを検討する。

本研究は、保証の有無や種類といった形式的分類にとどまらず、報告書における言語表現や構成要素の違い、保証提供者の類型ごとの特徴にも注目する点に特徴がある。本研究は、保証制度の整備が検討されつつある日本において、制度化の参考資料としての実務的意義を有し、同時に、国際的な保証研究との接続を図るうえでも有益な知見を提供しうるものである。

2. 理論と先行研究

2.1 自発的情報開示の理論

企業はなぜ自発的にサステナビリティ情報を開示し、その情報に保証を付すのだろうか。企業の自発的な情報開示のインセンティブとして、先行研究では2つの説明理論（仮説）が提示されている。

シグナリング理論（signaling theory）

シグナリング理論では、プリンシパルとエージェントの間の情報の非対称性を前提として、情報を持つ側（発信者）が、持たない側（受信者）に対して、その情報の質や信頼性を伝えるためにシグナル（信号）を送ると考える（Loss, 1973）。その際、企業は、財務情報や非財務情報（環境情報、社会的責任情報など）の開示を通じて、投資家やその他のステークホルダー（利害関係者）に対して、自社の財務健全性、経営能力、社会的責任への取り組みなどを伝えようとする。この考えに立てば、経営状態の優れた企業ほど、そうでない企業との差別化を図るため厳格で詳細な保証を受け、その情報を開示する傾向にあると考えられる。

正当性理論（legitimacy theory）

正当性理論では、企業は、社会から正当な存在として認められるために、環境問題や社会問題への対応など、社会的責任を果たすことを重視すると想定する。つまり、サステナビリティに関連する情報の開示は、企業が社会的な期待に応え、正当性をアピールするための手段となる。正当性を強調したい企業は、優れた品質を伝えるよりも、「保証を受けている」という事実のみを開示し、社会的からの正当性を維持・獲得しようとする傾向がある。また、

この考えに立てば、情報の質が乏しい企業ほど、保証の詳細を開示せずに、「保証を受けている」という事実のみを伝えようとする。一方、保証を提供する側についても、保証の実施体制が貧弱な保証提供者ほど、保証の詳細を開示するよりも「保証を実施した」という事実の開示のみを行う傾向が強くなると考えられる。

2.2 保証報告書の内容分析：先行研究

2.2.1 南アフリカにおける保証の実態

保証報告書の実態（内容）分析に関する初期の先行研究では南アフリカを対象としたものが多い。なぜなら、同国では企業統治コード King III¹を受けて、2010 年以降、ヨハネスブルグ証券取引所（JSE）上場企業に対して統合報告の作成とその保証を事実上義務づけたことで、多くの企業が統合報告書を公表し、それに伴い保証の実務も進展したからである。こうした背景から、統合報告の保証に関する体系的なデータが入手可能であり、保証報告書の内容や保証提供者、保証の範囲・水準等を分析する研究にとって、南アフリカは格好の調査対象となっていた。

初期の研究である Ackers（2009）は、King III による義務付け前である 2008 年 9 月時点における、JSE に上場している 100 社の最大手企業を対象として CSR 保証報告書の内容を分析した。調査対象企業のうち 15 社が保証を受けており、そのうち Big4 による保証が 80%（国際的な 41%と比較して圧倒的に高い）、専門のコンサルタントが 20%、認証機関（SGS 等）はほぼゼロであった。保証の基準をみると、ISAE3000 が 73%、AA1000AS が 45%、GRIG3 が 80%、2つの基準を併用 53%、3つの基準を併用 20%であった。保証水準は限定的保証が 87%であり、合理的保証は 13%のみであった。また Ackers（2015）は King III による義務付け後の 2011/2012 年度を対象として JSE 上場企業 200 社の保証報告書を分析した。その結果、2011/2 年度には、200 社中 50 社（25%）が保証を受けており、保証の普及が進んでいることが明らかになった。また、Big4 がすべての CSR 保証報告書の 62%にあたる 31 件の CSR 保証報告書を発行していた。次いで専門のコンサルタントが 30%、中堅会計事務所が 4%、認証機関と社内監査がそれぞれ 1 件ずつであり、Big4 が依然として市場を支配しているものの、多様性が広がりつつある実態が明らかとなった。保証基準に関しては、2011/2 年度に CSR 保証業務で使用された主な基準は ISAE 3000（64%）で、次いで AA1000AS（26%）、両方の基準を併用（2%）、ISO14064-3（4%）であった。2 件の保証報告書（4%）が保証基準を開示していなかった。保証水準は限定的保証が 88%であり、合理的保証は 12%であり、合理的保証は増加していなかった。総じて、JSE における保証の普及率が増加するとともに、非会計系の提供者の保証が増加していることが明らかとなった。

Marx & van Dyk (2011) は JSE 上場企業のうち社会的責任投資 (SRI) 指数に掲載された 60 社のサステナビリティレポートを分析している。その結果、保証を受けた 21 社のうち、18 社 (85.7%) が外部の独立した保証を受けており (Big4 など)、3 社 (14.3%) は内部監査部門による保証を受けていた。また外部保証の大半 (83.3%) は会計事務所によるものであり、非会計系の提供者による保証は限定的であった。ここから SRI 指数に組み入れられている企業のほうが保証を受ける確率が高いことがわかる。また彼らは、保証の開示場所について調査した結果、サステナビリティレポートのみは 13 社 (61.9%)、年次報告書のみは 5 社 (23.8%)、企業ウェブサイトのみは 3 社 (14.3%) であり、保証報告書のほとんどがサステナビリティレポートに含まれ、年次報告書には限定的にしか記載されていなかった。

Ackers & Eccles (2015) は、2007/2008 年 (King III 導入前)、2010/2011 年 (導入直後)、2011/2012 年 (導入後の定着期) の 3 つの期間にわたり、JSE 上場企業のうち 200 社の年次報告書を分析した。King III 導入前には、CSR 保証を提供していた企業は 9% (18 社) に過ぎなかったが、定着期には 26% (50 社) に増加し、King III の適用義務が、CSR 保証の普及を加速させたことが明らかになった。会計事務所 (特に Big4) が依然として主要な CSR 保証提供者であるが、そのシェアは 78% (導入前) から 62% (定着期) に減少し、専門コンサルタントが保証市場に参入し、保証の方法論や保証水準の多様化が進んだことがわかった。会計系の提供者は主に ISAE 3000 を採用する一方、専門コンサルタントは AA1000AS を多く使用していた。これにより、保証の範囲や厳格さが保証提供者によって異なり、CSR 保証の一貫性が欠けるという課題が浮き彫りになった。さらに、会計系提供者は通常、限定的保証を提供し、「問題が見つからなかった」とする消極的な表現が多い一方で、専門コンサルタントは合理的保証を提供し、「CSR 報告が適切である」とする積極的な表現が多かった。Ackers (2017a) と Ackers (2017b) は、JSE 上場企業 100 社の年次報告書と CSR 報告書を 2007 年から 2014 年にわたって追跡調査し、King III によって保証が義務的に推奨されていたにもかかわらず、十分に実施されていない実態を浮き彫りにしている。King III の「apply or explain」原則により、CSR 保証は一定程度増加したものの、多くの企業がこれを実質的に遵守しておらず、形式的な対応にとどまっていた²。

2.2.2 正当性理論に基づく証拠

Bepari & Mollik (2016) は、2014 年のオーストラリアの S&P ASX300 企業の外部保証を調査した。その結果、外部保証が付されたサステナビリティレポートを作成した企業は 40 社であり、これはサステナビリティレポートを作成した 167 社のうち 24%、S&P ASX 300 全体の 13.5% に相当した。保証報告書の多くは、企業の経営陣や取締役会に宛てられ、ステークホルダーに直接向けられたものはごくわずか (10%) であった³。保証報告書の記載から、

その内容は、企業の内部統制、データ生成、データ管理を中心としたものとなっており、ステークホルダーへの説明責任よりも企業の内部監査ツールとして機能している実態が浮かび上がった。保証報告書のうち25件（61%）はISAE/ASAE 3000を使用しており、よりステークホルダー重視のAA1000ASの採用は6件（14%）であり、残りはISAE/ASAE3010が9件（22%）、記載なしが5件（12.5%）となっていた。保証の水準は、23件（57.5%）が「限定的保証」を採用し、詳細な監査よりも簡易なチェックが行われていた。残りは、合理的保証が3件（7.5%）、限定的保証+合理的保証が2件（5%）、限定的保証+中程度保証が1件（2.5%）、AA1000のType1&2保証が6件（15%）、保証の種類が不明が5件（12.5%）であった。ここから彼らは、企業がサステナビリティ情報に保証を付与する目的は、ステークホルダーに対する真の説明責任を果たすことではなく、象徴的な正当性（symbolic legitimacy）を確保するための手段となっている可能性がある」と指摘している。

同様に、Boiral & Heras-Saizarbitoria（2020）は、2006年から2015年の間に鉱業・エネルギー業界の企業337件の保証付きサステナビリティレポートを分析した。その結果、保証のうち61.5%が会計事務所（Big4が中心）、34.5%がコンサルティング会社、4%がその他の機関によるものであった。しかし、多くの保証報告書には提供者の専門性や独立性を示す具体的な証拠が欠如していた。監査チームの詳細が示されているのは23%のみで、大半は具体的な専門知識についての言及がなかった。保証水準として限定的保証が69%であり、合理的保証はわずか8%にとどまっていた。使用される基準は、ISAE3000が66%（鉱業）および73%（エネルギー）、AA1000ASは36%（鉱業）および42%（エネルギー）、ICMM（鉱業・金属業界向けガイドライン）が56%（鉱業のみ）であった。複数の基準が併用されているケースが多く、基準の具体的な適用方法が明確に記述されていなかった。報告書の70%のケースで「現場訪問」を実施していると記載されているが、詳細な方法論の説明はほぼなかった。インタビューを実施したケースは90%だが、そのうち外部ステークホルダーとのインタビューはわずか7%にとどまっていた。報告書の「重要性（materiality）」の評価は70%で言及されているが、実質的な分析はほぼ記載されていなかった。情報の完全性（completeness）についての指摘は50%に存在するが、具体的なエラーや問題点はほとんど指摘されていなかった。企業がステークホルダーの意見を反映しているかについての言及は48%であるが、ほとんどの報告書では「改善が必要」という一般的なコメントにとどまっていた。彼らは、サステナビリティレポートとその保証は、現実の実態と結びつかない「シミュラクル（simulacra）」を伝達するものであり、その結果、現実以上にリアルに見える「ハイパーリアリティ（hyperreality）」を構成していると指摘している⁴。

2.2.3 保証の質評価

保証報告書の記載をもとにして、その質を評価することを目的とした研究もある。Perego & Kolk (2012) は、Fortune Global 250 に含まれる 212 社 (1999 年～2008 年) のサステナビリティレポートを分析し、サステナビリティ報告の発行企業は 1999 年の 39.6% から 2008 年には 69.3% に増加したと報告している。保証付きの報告書も 1999 年の 21.4% から 2008 年には 55.8% に増加し、日本 (31.2%)、フランス (30.2%)、ドイツ (30.5%) では保証の導入率が高い一方で、米国は保証の採用率が低い (11.1%) 傾向がみられた。彼らは、保証の品質を定量的に評価するために、内容分析 (contents analysis) を用いて各保証報告書を最大 27 点満点で評価した。評価基準は、保証の包括性と透明性の観点から 9 つの要素で構成されている⁵。その結果、平均スコアは、1999 年で 9.72 点であったが、2008 年には 12.93 点と向上しているものの、依然として低い水準にあることがわかった。最も高品質な国は順番に英国 (18.57 点)、オランダ (16.20 点)、ドイツ (14.90 点) であり、最も低品質な国は日本 (7.25 点)、米国 (10.71 点) となっている。提供者ごとにみると、会計事務所は 13.71 点、認証機関は 13.50 点、専門コンサルティングは 10.80 点、その他 (NGO 等) は 5.89 点となっていた。Gürtürk & Hahn (2016) は、FTSE 100 (イギリス) および DAX / MDAX (ドイツ) における 2013 年のサステナビリティレポート 109 件のうち、外部保証が付された 61 社の報告書を Perego & Kolk (2012) の手法を援用して保証の包括性と透明性を 33 点満点で評価した。その結果、平均スコアは 16.86 点 (最低スコア 4 点、最高スコア 27 点) であった。Big4 の保証報告書は画一的で、異なる企業でもほぼ同じ表現が使用されている一方、非会計系保証者の方が保証対象やプロセスの詳細を記載する傾向が見受けられた。

Larrinaga, Rossi, Luque-Vilchez, Núñez-Nickel (2020) は、2003 年から 2013 年のイタリアとアメリカの企業の保証付きサステナビリティレポートを分析した。イタリアでは 375 件のサステナビリティレポートのうち 158 件 (42%)、アメリカでは 1,057 件のサステナビリティレポートのうち 97 件 (9%) が保証付きであった。彼らは、サステナビリティレポートに含まれる内容がどれほど「特定の項目」に収束 (標準化) しているかを示す指標を使って、各国の標準化の度合いを分析した。当該指標はまず保証報告書の内容を 29 項目のトピック⁶に基づいてその出現頻度を数値化する。そして、その割合からハーフィンダール＝ハーシュマン指数 (Herfindahl-Hirschman Index: HHI) を測定することで、標準化度合いを計測している。分析の結果、イタリアでは保証内容の標準化が進んでいるがアメリカでは標準化されていないこと、イタリアでは Big4 のシェア向上に従って標準化が進んだ一方、アメリカでは非会計系の認証機関 (例: Bureau Veritas, DNV, SGS) が主要な保証者であり、保証内容が多様で標準化が進んでいないことが明らかになった。

Prinsloo & Maroun (2021) は、JSE 上場企業 50 社の保証報告書を対象として、企業が

どのように統合保証（Combined Assurance）⁷を実施し、報告書の信頼性を高めようとしているかを探索的に分析している。彼らは6つの要素から統合保証の質を評価する独自スコア（Combined Assurance Quality: CAQ）⁸を用いてその質を評価している。分析の結果、統合保証の質スコア（CAQ）は、最大1.0のうち平均0.33と低めだった。2013年から2017年にかけてわずかに上昇（2013年: 0.32 → 2017年: 0.35）していること、大企業ほど統合保証を強化する傾向があるが、保証のカバー範囲は必ずしも広がっていないことが明らかになった。結果として、統合保証は形式的で範囲が限定的であり、企業のガバナンス体制の強化にはつながっていない可能性があり、King IVで強調された統合的思考と多面的アプローチの実践には、さらなる改善が必要であることが指摘されている。

2.2.4 言語分析

Hassan (2019) は、サステナビリティ情報の保証報告書の言語的トーン（楽観性・確実性）の使用を分析し、それがどのような要因に影響されるかを明らかにしている。2013年のFinancial Times (FT) Global 500企業のうち、サステナビリティ情報の保証報告書を発行した162社を対象として、DICTION 7.1⁹を使用してコンテンツ分析を行った。言語的トーンの使用傾向として、保証提供者は、確実性を表す表現の使用は比較的柔軟だが、楽観性は慎重に使用していること、会計系（Big4）は、非会計系よりも確実性を強く使用する傾向があること、保証水準が厳格であるほど、楽観的な表現は抑えられることが明らかとなった。また、言語的トーンに影響を与える要因として次のような要因が明らかとなった。楽観性に影響を与える要因として、賞賛（企業への肯定的な言及が多いと、楽観的なトーンが強くなる）、保証水準（限定的保証の方が楽観的なトーンが強く、合理的保証では抑えられる）、法制度（英米法（Common Law）圏の企業では楽観性がやや高い（会計基準の柔軟性が影響））、報告書の掲載場所（年次報告書に掲載される保証声明の方が、サステナビリティレポートよりも楽観性が高い）がある。確実性に影響する要因として、経営管理システムへの言及（保証声明に経営管理システムの記述が多いと確実性が高まる）、会計事務所のステータス（Big4の保証報告書は確実性が高い）、財務パフォーマンス（業績が良い企業ほど確実性が高い表現を使用）、法制度（英米法圏の企業の保証声明は、確実性が低い傾向がある）の影響が浮かび上がった。

2.2.5 日本における保証報告書の分析

日本におけるサステナビリティ情報の保証は制度的に義務づけられておらず、企業の任意的な取組みにとどまっている。そのため、保証報告書の実施率や記載内容、保証形式にはばらつきがあり、その戦略的な活用や透明性の確保の程度にも差異が見られる。

高田（2024）は、2019年時点での東京証券取引所第1部上場企業1,992社を対象に、サステナビリティ情報の開示と第三者による保証・関与の実態を調査している。その結果、全体の約39%が何らかの形でサステナビリティ情報を開示していたが、第三者による関与がある企業は全体の11%にとどまり、保証の普及度は限定的であることが示された。また、業種によって開示率や保証率に大きなばらつきがあり、環境負荷の高い業種（ガス、自動車、空運など）では比較的保証の採用率が高い傾向が見られた。保証の形式に関しては、第三者による関与は大きく「第三者意見」と「第三者保証（検証・認証）」に分けられる。第三者意見は多くの場合、大学研究者などが作成しており、報告書全体を対象に助言的な所見を述べる形式である。一方で、第三者保証は、ISAE 3000やISAE 3410、ISO14064-3などの基準に基づき、主に環境データなどの特定情報に対して実施される限定的保証である。保証主体としては、KPMG あずさサステナビリティやデロイトトーマツサステナビリティなどの監査法人系が多数を占めており、保証市場には一定の集中が見られる。これに対し、第三者意見は関与主体が分散しており、個人による取り組みが多くを占めている。保証報告書に記載される業務基準にも偏りがあり、監査法人系ではISAE 3000またはその派生基準の利用が多く、その他の機関ではISO14064-3やAA1000といった基準が採用される傾向がある。

KPMG（2021, 2022）は、日経225構成企業を対象とした調査で、第三者保証の実施率は62%（2020年度）と高水準にあることを示しているが、これはサンプルが大企業に限定されているためである。高田（2024）の分析では、より幅広い企業群を対象としており、日本全体としての保証の浸透度がまだ十分ではないことを示す重要な補足となる。また、保証の対象は温室効果ガス（GHG）排出量に偏っており、社会的情報やガバナンス情報への保証は限られている点も共通して指摘されている。

さらに、矢澤（2024）は、2016年度から2021年度のJPX400構成企業（金融を除く367社、計2,202社・年）を対象に、第三者保証（および第三者意見）の決定要因と経済的帰結について実証分析を行っている。その結果、保証の実施は企業規模、IFRS適用の有無、監査法人の規模や監査報酬額と正の相関がある一方で、第三者意見の付与はむしろ中小規模企業に多くみられる傾向が示された。これは、第三者意見が保証とは異なり、「情報の信頼性付与」よりも「助言的性格」が強いことを示唆している。また、保証の有無と市場評価（PBR）との間には有意な関係は確認されず、投資家が保証情報を企業価値評価に直接反映していない可能性があることも明らかになった。さらに、保証が付された報告書はサステナビリティレポートの文字数が多く、情報量が多いことが確認されており、保証が報告の内容の質的充実につながる可能性も指摘された。

2.3 小括

本節では、サステナビリティ情報の保証に関する理論的背景と、主な先行研究の成果について整理した。シグナリング理論では、企業が自己の優位性や信頼性を市場に伝達するために保証を積極的に活用する行動を説明し、正当性理論では、企業が外部からの評価や規範への適合を意識し、社会的正当性を維持・獲得するために形式的な保証を導入する行動を説明する。これらの理論は、保証の導入意図や報告書の記述内容の差異を理解する上で有効な枠組みを提供している。

保証報告書の内容分析に関する国際的な先行研究では、南アフリカの JSE 上場企業を対象とした分析が多く、King III の影響のもとで保証の普及が進んだことが確認されている。しかし、その多くは限定的保証にとどまっており、保証提供者の多様化と保証品質のばらつきが課題とされている。とりわけ、正当性理論に基づく研究においては、保証が実質的な説明責任を果たす手段というよりは、企業の象徴的な正当化手段として機能していることが示唆されている。

保証の質に関する研究では、保証報告書の記述内容を定量的に評価し、保証の標準化度合いや報告書の構成の違い、言語的表現の強弱といった観点から保証の実効性を分析する試みが進んでいる。こうした分析は、保証の導入そのものだけでなく、その内容と表現の質に焦点を当てる点で意義深い。

一方、日本における保証実務に関しては、高田（2024）の調査において、保証の実施率が全体の 11% 程度にとどまり、保証の有無や保証水準に大きなばらつきがあることが明らかになっている。KPMG（2021, 2022）による分析では、保証の実施が進んでいることが示されているが、これは調査対象が大企業に偏っていることに起因する可能性が高い。矢澤（2024）による実証分析では、保証の実施が企業のガバナンス要因（IFRS の採用、大手監査法人の関与など）と関連し、保証を伴う報告書の方が記載内容も豊富であることを示しているが、一方で保証の有無と市場評価（PBR）との関連は有意でないとする結果も得られている。こうした知見は、保証の導入が企業による説明責任の強化に直結するわけではなく、形式的・象徴的な対応にとどまるケースも少なくないことを示唆している。

本研究は、これら先行研究の蓄積を踏まえつつ、保証報告書の記述内容そのものに注目し、テキストマイニングの手法を用いて言語的特徴のパターンを客観的かつ網羅的に分析することにより、新たな視点から保証の実態を明らかにすることを目的とする。

3. リサーチデザイン

3.1 保証報告書の内容分析

本研究では、先行研究の知見を踏まえ、サステナビリティ情報に対する保証報告書の実態

を、「企業側の開示戦略」と「保証提供者側の実施・開示戦略」という2つの視点から分析する。具体的には、企業がどのようにサステナビリティ情報を開示し、どの範囲で保証を受けるかといった選択（開示戦略）と、保証提供者がどのように保証を実施し、それをどのように報告書として開示するか（保証戦略）という、両者の意思決定の掛け合わせに注目することで、保証報告書の構造と多様性を明らかにすることを目的とする。

(1) 企業側の開示戦略

企業は、以下の4つの意思決定を通じて、サステナビリティ情報の開示のあり方と保証の活用について戦略的に選択していると考えられる。

開示媒体の選択：統合報告書、サステナビリティレポート、ウェブサイトなど、どの媒体でサステナビリティ情報を開示するかを決定する。

保証の有無：サステナビリティ情報に対して外部保証を付与するか否かを選択する。

保証対象データの範囲：保証を受ける情報の範囲（環境情報のみか、環境・社会情報までか、あるいは環境・社会・ガバナンスの全体か）を決定する。

保証提供者の選択：保証をどのような組織から受けるか（監査法人系、認証機関系、コンサル系、業界団体系、または国内系・外資系の区別）を判断する。

(2) 保証提供者側の実施・開示戦略

保証提供者は、保証業務の遂行およびその成果の開示にあたって、以下の2つの戦略的な意思決定を行っている。

(2-1) 保証の実施戦略

保証の実施においては、次の要素が検討対象となる。

保証基準：ISAE 3000、AA1000AS、ISO14064-3 など、どの保証基準を適用するか。

保証手続：質問、分析的手続、データ突合、現地往査、サンプリングなど、どのような手続を実施するか。

保証水準：合理的保証か、限定的保証かという保証の厳格性に関する選択。

(2-2) 保証の開示戦略

保証の成果をどのように報告書として表現するかという点では、次の観点が重要となる。

保証報告書の構造：報告書の長さ（文字数やページ数）、および構成要素（タイトル、宛名、保証者の情報、序文、結論など）の有無や充実度。

言語スタイル：保証意見の表現方法（明確性、確実性、強調表現の有無など）や、使用されるトーン（楽観的な表現か、形式的・中立的な表現か）。

キーワードの出現パターン：「限定的」「合理的」「責任」「手続」「検証」など、保証に関連するキーワードの頻度と使い方。

上記の視点に基づき、本研究は、企業と保証提供者の戦略的選択が保証報告書の形式や内容にどのように反映されているかを明らかにし、保証の意義や実質性についての新たな知見を提示することを目指す。

3.2 分析プロセス

本研究の調査対象企業は、2025年3月時点で上場しているJPX400構成企業のうち398社である（構成銘柄のうち2社は調査時点で上場廃止のため除外）。対象期間は、2024年1月1日から12月31日までとし、この間に公表されたサステナビリティ情報およびそれに関連する保証報告書を調査対象とした。

調査方法は以下の通りである。まず、各企業の公式ウェブサイトアクセスし、サステナビリティに関する情報（統合報告書、サステナビリティレポート、環境報告書、ウェブ開示資料等）を特定した。次に、それらの情報に第三者による保証報告書が付与されているかを確認し、保証の有無を記録した。保証が確認された場合には、サステナビリティ情報本体および保証報告書をダウンロードする。保証報告書がPDF画像等の形式であった場合には、OCR処理もしくは手動によるテキスト化を実施した。

最終的に、取得したテキストデータをもとに、人手およびPython等による内容コーディングと記述的分析を実施した。分析にあたっては、前節で示した「企業側の開示戦略」および「保証提供者側の実施・開示戦略」に基づくカテゴリを設定し、各報告書の特徴を分類・集計した。

4. 分析結果

4.1 企業側の開示戦略

表1にみられるように、JPX400社のサステナビリティ情報の開示媒体として統合報告書を選択している企業が176社（44.2%）と最も多く、サステナビリティレポートは149社（37.4%）、ウェブサイトでの開示は73社（18.3%）と続いている¹⁰。統合報告書の発行が最も多い背景には、近年、サステナビリティレポートと企業レポートを統合報告書に集約して報告する企業が増えていることがあると考えられる。

対象となる開示媒体のうち、サステナビリティ情報に保証が付されている企業は196社（49%）とほぼ半数の企業が保証を付与している（表2）。さらに、開示媒体別に保証の有無をみると、サステナビリティレポートでは保証を付与する割合が高い（75%）一方、統合報

告書（37％）やウェブサイト開示（26％）では保証を付与しない割合が高い傾向が見られる。矢澤（2024）では、サステナビリティレポートにおける保証は58％、統合報告書における保証は28％となっていることから、サステナビリティレポートでは保証付きの報告書の割合が増加する一方、統合報告書における保証の付与と開示の割合が減少しているといえる。

表1 サステナビリティ情報の開示媒体

開示媒体	会社数	割合
サステナビリティレポート (うち135社は統合報告書も作成)	149	37.4%
統合報告書	176	44.2%
ウェブサイト	73	18.3%
計	398	100.0%

表2 サステナビリティ情報への保証の付与

保証の有無	会社数	割合
保証有	196	49%
保証無	202	51%
計	398	100%

表3 開示媒体×保証の有無

保証の有無	会社数	割合
サステナビリティレポート		
有	112	75%
無	37	25%
統合報告書		
有	65	37%
無	111	63%
ウェブサイト		
有	19	26%
無	54	74%

図1は業種別に保証の付与の状況を表示している。製造業の保証割合は58.5％であり、サービス業は40.4％となっており、製造業のほうが保証の付与割合が高い。これは製造業では環境に与える影響が大きいことや、設備投資や原材料の調達などに多額の資金が必要となることから、保証を受ける企業が多いと考えられる。特に「パルプ・紙」「ゴム製品」「ガラス・

土石製品」などの素材系業種は保証付与割合が高い傾向にある。一方、小売業、サービス業、情報・通信業などの非製造業では、保証の付与割合が低い。これらの業種は、製造業ほどの大規模な設備投資を必要とせず、資本集約度が低いため、保証が求められるケースが少ない可能性がある。

次に企業規模別に保証の有無を分析した結果が図2で示されている。企業の売上高で5分位のサブグループを作成し、それぞれの付与割合を示している。その結果、規模が大きくなるにつれて、保証を付与する企業数が増加することがあきらかになった。特に、売上高の中央値（Q3）を超えると保証の付与割合が大幅に上昇する点が特徴的である。また、業種との関係性をみると（結果は非表示）、小規模（Q1）な非製造業は保証の付与が特に少なく（19%）、製造業では売上高が大きくなると保証が増加する傾向が顕著にみられる。特に大規模（Q5）な製造業では90%が保証を受けている。

表4と表5は保証の対象データと提供者に関する集計結果である。環境データに対する保証が106件（68%）と最も多く、全体の約7割を占めている。社会データのみの保証は4件（3%）と非常に少なく、環境データと社会データを合わせて対象として保証を受けるケース

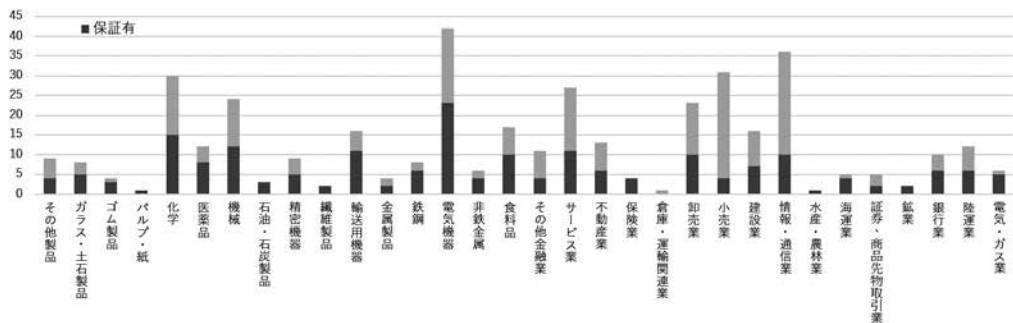


図1 業種別の保証の有無

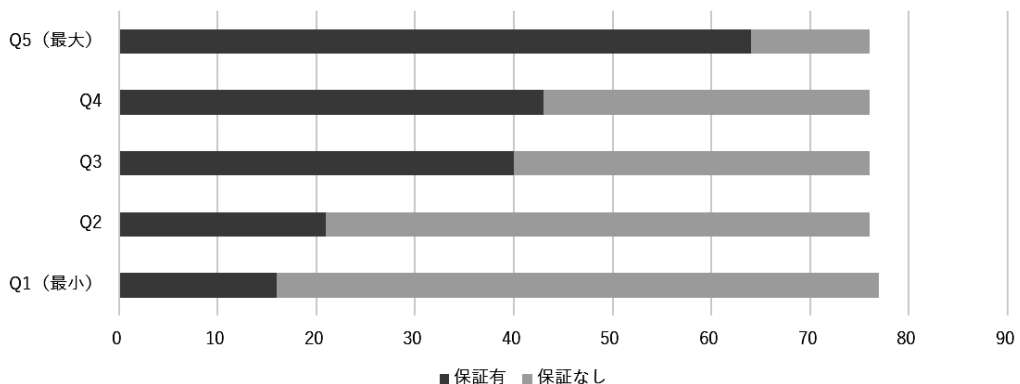


図2 企業規模別の保証の有無

表4 保証の対象データ

対象データ	会社数	割合
環境データ	106	68%
社会データ	4	3%
環境・社会データ	46	29%
環境・社会・経済データ	1	1%
計	157	100%

表5 保証の提供者

提 供 者	会社数	割合
会計系		
KPMG あずさサステナビリティ	42	23%
デロイトトーマツサステナビリティ	17	9%
EY 新日本	11	6%
PwC サステナビリティ	5	3%
小計	75	41%
非会計系		
LRQA リミテッド	22	12%
SGS ジャパン	18	10%
SOCOTEC	15	8%
日本品質保証機構	16	9%
ビューロベリタスジャパン	10	5%
サステナビリティ会計事務所	9	5%
日本能率協会	7	4%
BSI	2	1%
日本化学工業協会	2	1%
日本海事協会	2	1%
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン	1	1%
ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド	1	1%
早稲田大学	1	1%
日本環境認証機構	1	1%
非財務情報保証協会	1	1%
小計	108	59%
総計	183	100%

が多い。

保証の開示方法

保証の事実をどのように提示するかについて、企業は複数の選択肢を持つ。サステナビリティ（ESG）レポート、統合報告書、ウェブサイトといった開示媒体は、それぞれ情報の伝達力や可視性に違いがある。どの媒体を選ぶか、またその中でどの位置に保証情報を配置するかは、企業がどのような姿勢で情報を発信しているかをステークホルダーに示す重要なシグナルとなりうる。この点において、シグナリング理論は、企業が自社の信頼性や誠実さをどのように積極的に伝えようとしているかを読み取る枠組みとして有効である。

一方で、正当性理論の視点からは、保証の「事実」が開示されていれば、企業は社会から一定の承認を得られると考えられる。そのため、保証がなされたという事実そのものを明示することが、正当性の獲得に向けた最低限の対応とみなされがちである。たとえば、保証を受けていることのみが簡潔に記載されている場合、形式的には正当性の要件を満たしているとされる可能性がある。しかし、そこに保証の範囲や内容、手続きに関する十分な情報が伴わなければ、企業の実質的な透明性は確保されているとはいいがたく、ステークホルダーの信頼につながらない懸念が残る。

本研究の調査対象企業の事例分析を通して、次の3つの情報開示パターンが浮かび上がった。

パターン1：標準的な開示

サステナビリティレポートなどの媒体上で、サステナビリティデータとその保証情報（保証対象、保証提供者、保証結果）を一体的に提示する方法である。このパターンは、正当性理論の観点からは、保証の事実が明確に示されていることから、企業が社会的承認を得るための基本的要件を満たすと評価できる。また、シグナリング理論の観点からも、情報が明示的に統合されていることで、一定の透明性をステークホルダーに示すシグナルとして機能する。したがって、このパターンは両理論の枠組みにおいて、基本的かつ一定の効果が見込める開示手法であるといえる。例えば、開示例1では、ESGレポートの最終ページに第三者保証報告書が掲載されている。また同社の場合はサステナビリティ推進部からのメッセージも掲載されている。

開示例 1：伊藤忠商事

目次	
目次	2
編集方針／会社概要	3
トップコミットメント 会長 CEO	4
トップコミットメント 社長 COO	5
担当役員メッセージ	6
伊藤忠グループのサステナビリティ	
歴史と価値創造モデル	8
方針・基本的な考え方	11
ガバナンス	15
戦略	19
リスクと管理	23
指標と目標	24
外部との協働	40
Environment 環境	
環境方針	45
環境マネジメント	46
気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)	48
汚染防止と資源循環	68
水資源の保全	79
自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)	83
クリーンテックビジネス	95
ESG データ (環境)	107
Governance ガバナンス	
コーポレート・ガバナンス	188
リスクマネジメント	213
コンプライアンス	219
サステナブルファイナンス	
社会からの評価	227
第三者保証報告書	232
Society 社会	
労働慣行	115
人材育成	128
労働安全衛生・健康経営	133
人権	141
顧客責任	151
バリューチェーンにおけるサステナビリティ	161
社会貢献活動	180
ESG データ (社会)	183

第三者保証報告書

[illegible]

サステナビリティ推進部からのメッセージ

ESGレポート2024をお読みいただきありがとうございます。

当節では、気候変動や自然資本に基づく事業計画、パフォーマンスの人権尊重の取組み、ESG達成への貢献に向けた進捗の推進等、当社グループのサステナビリティ向上を目標として様々な取組みを行っています。

同時に、社会を牽引する ESG（環境・社会・ガバナンス）関連情報の積極的な開示を行い、当社グループの企業ブランド価値の更なる向上を目指すとともに、ステークホルダーの皆様への期待に応えたいと考えています。



パターン 2：優れた開示

開示媒体の冒頭に編集方針やレポートガイドを設け、そこで保証の対象、方法、保証者の専門性などが明確に解説されている。このような開示は、シグナリング理論においては、企

業が高度な透明性を自発的に示そうとする強いシグナルとして解釈される。また、読者にとっても保証の意義や範囲が理解しやすく、ステークホルダーの信頼構築に寄与する。一方、正当性理論の枠組みにおいても、保証の事実だけでなくその「質」に言及する点で、形式的正当性を超えた実質的正当性を支える可能性がある。例えば、開示例2では、レポートガイドにおいて第三者保証のセクションを設け、外部保証の概要と第三者保証報告書を掲載している。さらに、データの算定方法についてはリンク先で詳細に説明しており、データの信頼性に関する説明が充実している例といえるだろう。なお、同様の記載例は調査委対象中3社のみであり、保証に対する高い意識をもつと推定される企業数はそれほど多くない可能性が示唆される。

開示例2：日立製作所

目次	
レポートガイド	
編集方針	2
Hitachi at a glance	4
第三者保証	6
マネジメント	
CEO メッセージ	8
Chief Sustainability Officer メッセージ	10
日立グループ・アイデンティティ	13
2024 中期経営計画とサステナビリティ	14
マテリアリティ	16
サステナビリティ戦略推進体制	23
エンゲージメントおよびリーダーシップ	26
社外からの評価	30
社会イノベーション事業	
社会イノベーション事業	34
環境	
環境ビジョンと環境長期目標	41
環境ガバナンス	46
脱炭素社会の実現	50
気候変動による財務関連情報開示（TCFD に基づく開示）	66
高度循環社会の実現	74
自然共生社会の実現	80
環境データ	87
社会	
グローバル人材マネジメント	99
ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン	110
労働安全衛生	122
ワーク・ライフ・マネジメント	133
結社の自由と団体交渉	138
バリューチェーンを通じた人権尊重	140
責任ある調達	147
品質・製品安全	155
顧客満足	158
社会貢献活動	160
社会データ	165
ガバナンス	
コーポレートガバナンス	177
企業倫理・コンプライアンス	189
リスクマネジメント	196
事業継続の取り組み	201
情報セキュリティ	203
ガバナンスデータ	209

第三者保証

開示しているサステナビリティデータの信頼性を向上させるため、「日立 サステナビリティレポート 2024」（PDF形式、2024年9月末にWebサイトへ掲載）では、環境・社会パフォーマンス指標について、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による、国際保証業務基準（ISAE）3000、ISAE3410に準拠した第三者保証を受けました。保証対象の指標については◎を記載しています。

保証対象指標（範囲：日立グループ）

- ・ エネルギー投入量
- ・ 温室効果ガス排出量 スコープ1（エネルギー起源のCO₂排出量およびエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量）
- ・ 温室効果ガス排出量 スコープ2（エネルギー起源のCO₂排出量）※マーケット基準による算定
- ・ 温室効果ガス排出量 スコープ3 カテゴリー11（販売した製品の使用）
- ・ 水資源投入量 取水（総量）、排水量（総量）、水質（生物化学的酸素要求量（BOD）および化学的酸素要求量（COD））
- ・ 女性管理職人数および比率

なお、環境に関するデータ収集の際に参照している規格、ガイドライン、算定方法はWebサイトにて公開しています。

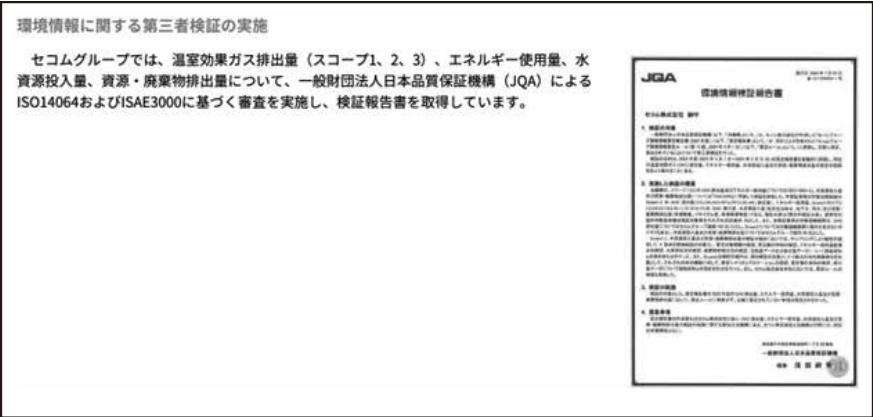
環境負荷データ等の算定方法 >

独立した第三者保証報告書	
株式会社日立製作所 執行役社長 小島 啓二 殿	2024年9月11日 KPMG あずさサステナビリティ株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 代表取締役 斎藤 和彦 ◎
当社は、株式会社日立製作所（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した日立 サステナビリティレポート 2024（以下、「サステナビリティレポート」という。）に記載されている2023年4月1日から2024年3月31日までを対象とした◎マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。	
会社の責任 会社が定めた指標の算定・報告規程（以下、「会社の定める規程」という。）サステナビリティレポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。	

パターン3：不適切な開示

保証の事実の一部に記載されているものの、サステナビリティデータとの関連性が明示されておらず、保証の適用範囲や内容が不明確なケースである。このような開示は、正当性理論の観点では、表面的な事実提示がなされているだけであり、信頼の基盤としては脆弱である。また、シグナリング理論に照らしても、企業が情報を積極的に開示する姿勢が見えにくく、かえってステークホルダーの疑念を招く恐れがある。例えば、開示例3ではサステナビリティレポートに保証報告書を添付しているが、図が小さすぎて文字が判別できない。同様の事例は調査対象会社中12社もあり、一定程度の企業が保証の事実のみを開示している。また開示例4では、「第三者検証を受けている」のみで、誰がどのような検証を行ったかについての詳細は一切開示されていない。開示例5では、「第三者保証を実施中です」という記載のみで、保証手続が終了したのかどうか不明確であり、また、「環境および社会データ」と書いているものの、具体的なデータ項目については記載がない。最後に、開示例5はサステナビリティレポートでは英語版を日本語に訳したものを日本のステークホルダーに向けて開示しており、第三者保証は英語版のみが開示されている。この例は必ずしも不適切な事例とはいえないが少なくとも英語を介さないステークホルダーを読者として想定していないといえるだろう。

開示例 3：セコム



開示例 4：ブラザー工業

スコープ 1・2・3 の温室効果ガス(GHG)排出量

ブラザーグループは、当社が排出する温室効果ガス(GHG)を適切に算定および報告するために、温室効果ガスの算定・報告の国際規格である ISO14064-1 に準拠してスコープ 1・2・3 の温室効果ガス排出量の算定・報告を行っています。また、その結果については ISO14064-3 の基準に基づき第三者検証を受けて、算定結果の確からしめの検証を行った上で算定結果を公開しています。

スコープ 1・スコープ 2・スコープ 3

スコープは、温室効果ガスのサプライチェーン排出量における構成要素。三つに分類することで、重複する算定を最小化し、対象ガスの特定を可能にしている。

2024年版 ブラザーグループサステナビリティ Webサイトデータ 92 ©2024 Brother Industries, Ltd. All Rights Reserved.

開示例 5：ヤクルト

第三者保証・意見

本レポートにはCSR・ESGに関する有識者による第三者意見を掲載し、報告におけるPDCAを機能させています。なお、本レポートの信頼性向上のため、掲載したGHG排出量、環境および社会パフォーマンスデータについては、ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社による第三者保証を実施中です。

開示例 6：アシックス

サステナビリティレポートは毎年発行します。2023年のレポートの対象期間は、2023年1月1日から12月31日までとしています。2023年度のサステナビリティレポートは英語版が2024年6月16日に発行されています。本レポートはそれを日本語版に再編集をしたものです。英語版のサステナビリティレポート2023に掲載している2023年のCO₂排出量（スコープ1、スコープ2、スコープ3 カテゴリー1 購入した製品・サービス）、2023年のエネルギー使用量及び2023年の株式会社アシックス単体の女性管理職比率は、英語版のサステナビリティレポートにおいて第三者保証を受けています。

以上、事例ベースでみてきたが、総じてシグナリングを意識した詳細な内容を伝えようと意図する開示が一部の企業でみられる一方で、比較的単純なあるいは不十分な開示を行っている企業が多く、自らの社会的責任に対する正当性を表明する手段として保証をとらえている企業が多いことを示唆する実態が浮かび上がった。

4.2 保証提供者の保証の実施・開示戦略

次に保証の提供者側の保証の実施および開示についてみていこう。表5でみたように、サステナビリティ情報の保証業務は、財務諸表監査と異なり、公認会計士等の特定の資格保有者による独占業務ではない。そのため、様々なバックグラウンドを持つ組織が保証の提供者となっている。我が国における保証提供者は、大きく4つに区分でき、それぞれ表6で示すような特徴をもっていると考えられる。以下では、それらの区分を意識しながら、保証提供者の保証の実施と開示について分析していく。

表6 保証提供者と主な特徴

提供者	主 な 特 徴
監査法人系：	
KPMG あずさサステナビリティ、デロイトトーマツサステナビリティ、EY 新日本、PwC サステナビリティ	・財務諸表監査の専門知識と経験を活かし、高い信頼性を持つ保証を提供する。 ・厳格な独立性基準と倫理基準に基づき、客観的な意見表明を行う。 ・国際的な基準（ISAE3000、ISQM1 など）に準拠して保証を実施する。
認証／検査機関：	
LRQA リミテッド、SGS ジャパン、SOCOTEC、ビューロベリタスジャパン、ロイドレジスタークオリティ、など	・ISO 規格などの認証や検査を専門とし、環境や品質に関する専門知識を持つ。 ・現場検証やデータ分析に強みを持ち、技術的な側面から保証を行う。 ・国際的な認証ネットワークを活用し、グローバルな保証サービスを提供する。
コンサルティング系：	
サステナビリティ会計事務所、日本能率協会	・サステナビリティに関する専門的な知識やノウハウを持ち、助言的な側面から保証を行う。 ・企業のサステナビリティ戦略や情報開示に関するコンサルティングと連携した保証を提供する。
非営利／業界その他団体：	
日本化学工業協会、日本海事協会、早稲田大学、非財務情報保証協会	・業界固有の基準やガイドラインに基づき、業界全体の信頼性向上を目的とした保証を行う。 ・会員企業に対するサービスの一環として、専門性の高い保証を提供する。

表7と8は保証報告書の名称を表示している。全体の8割が「保証報告書」、2割が「検証報告書」としている。保証報告書としている事例では、そのうち7割の報告書が「独立第三者」報告書、残りが「独立」報告書、2件のみが単に「保証報告書」と記載している。また、「検証報告書」と記載している事例のほとんどは「独立」あるいは「第三者」との記載はない。会計系と非会計系提供者の別でみると、会計系はすべて「保証」報告書、非会計系は、3対2の割合で「保証」と「検証」が混在している。

表7 保証報告書の名称

報告書の名称	件数	割合
保証報告書	125	80%
うち独立第三者報告書	78	50%
うち独立報告書	45	29%
うち保証報告書	2	1%
検証報告書	31	20%
うち第三者検証	4	3%
計	156	100%

表8 提供者別の保証報告書の名称

報告書の名称	件数	割合
会計系		
保証	72	46%
検証	0	0%
非会計系		
保証	53	34%
検証	31	20%
計	156	100%

表9と10は保証報告書の署名者と人数の集計結果を示している。財務諸表監査における監査報告書の署名者は、海外では概ね事務所名かあるいは代表となる社員1名の署名が記載されるが、日本ではほぼすべて個人名による署名が記載され、その人数も複数人（2～3名）が多い。これを反映して、保証報告書でも全体の9割以上が個人名による署名が記載されており、会社名の署名はわずか9件のみとなっている。個人名による署名人数は1名が132件と最も多く、2名が14件、3名は1件のみとなっている。提供者の別をみると、会社名による署名は非会計系（ビューロベリタス、DNV、非財務保証協会）のみにみられ、会計系はすべて個人名の署名となっている。

表9 保証報告書の署名者と人数

署名者と人数	件数	割合
個人名	147	94%
1名	132	85%
2名	14	9%
3名	1	1%
会社名	9	6%
計	156	100%

表10 提供者別の保証報告書の署名者と人数

署名者と人数	件数	%
会計系		
1名	60	38%
2名	11	7%
3名	1	1%
会社名	0	0%
非会計系		
1名	72	46%
2名	3	2%
3名	0	0%
会社名	9	6%
計	156	100%

表11は、保証報告書の宛名を提供者別に表示している。会計系の保証報告書は「社長・会長・CEO」など企業のトップを宛名としている。一方、非会計系では企業トップを宛名とするケースが多いものの、「株式会社」とするもの、宛名の記載がないもの、「報告書の読者」とするものなどが混在している。いずれにせよ、先行研究でみられたように、広く外部ステークホルダーを対象とした報告書は存在せず、依頼者である企業のトップを宛名としたものが支配的であるといえる。

表12は保証水準を示している。保証水準についてみると、全体の97%が限定的保証水準の業務を実施し、限定的保証と合理的保証を組み合わせたケースが2件、保証水準の記載がないものが2件となっている。なお、限定的保証と合理的保証を組み合わせた2件はどちらも日本海事協会によるもの、保証水準の記載のない2件は日本化学工業協会によるものであり、どちらも業界固有の慣行が反映されている可能性がある。

表 11 保証報告書の宛名

提 供 者	宛 名
会計系	
KPMG あずさサステナビリティ	社長・会長・CEO
デロイトトーマツサステナビリティ	社長・会長・CEO
EY 新日本	社長・会長・CEO
PwC サステナビリティ	社長・会長・CEO
非会計系	
LRQA リミテッド	記載なし
SGS ジャパン	社長・会長・CEO
SOCOTEC	社長・会長・CEO
日本品質保証機構	株式会社
ビューロベリタスジャパン	株式会社
サステナビリティ会計事務所	社長・会長・CEO
日本能率協会	株式会社
BSI	記載なし
日本化学工業協会	社長・会長・CEO
日本海事協会	記載なし
DNV ビジネスアシュアランスジャパン	社長・会長・CEO
ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド	報告書の読者
早稲田大学	株式会社
日本環境認証機構	株式会社
非財務情報保証協会	社長・会長・CEO

表 12 保証水準

保証水準	件数	割合
限定的保証	153	97%
限定的保証＋合理的保証	2	1.5%
記載なし	2	1.5%
計	157	100%

表 13 と 14 で示された適用基準についてみると、日本では ISAE 3000 が最も広く採用されている保証基準であり、特に会計系提供者（Big4）での採用率が高い。ISAE 3000 を使用する企業の多くは ISAE 3410（GHG 排出量保証）を併用し、品質管理基準（ISQM 1）も導

入しているケースが多い。また、JICPA 実務指針との併用もみられる。ISO 14064-3 は、環境コンサルタントや第三者検証機関など、非会計系の提供者で多く採用されている一方、会計系は ISO 14064-3 を採用していない。ISO 17021 は ISO 14064-3 を使用する企業の一部（8 社）で採用されている。AA1000AS を併用する企業は 2 社のみであり、日本ではほとんど普及していないことがわかる。

表 13 適用基準

基 準	件数
ISAE3000	121
+ ISAE3410	87
+ ISAE3410 + ISQM1	70
+ ISAE3410 + ISQM1 + JICPA 実務指針	15
+ ISO14064-3	33
+ ISO14064-3 + ISO17021	21
ISO14064-3	33
+ ISO17021	8
+ ISO17021 + AA1000AS	2
その他	3

表 14 提供者別の適用基準

基 準	件数
会計系	
ISAE3000	72
ISO14064-3	0
非会計系	
ISAE3000	49
ISO14064-3	33
記載なし	3

本研究では、下記の 6 カテゴリに基づき保証報告書の保証手続の内容の記載状況を比較した。

- ① 方針・基準の確認：使用されている保証基準や算定方針の確認
- ② 算定方法・内部統制の確認：データ収集・集計体制、内部統制の有無の確認
- ③ 分析的手続：傾向分析・整合性検討などの手続記載

- ④ 再計算・照合：元データとの一致確認、数値の再計算等
- ⑤ 現地往査：現地訪問、またはリモートによる実地確認
- ⑥ 表示内容の妥当性検討：利用者に対する情報表示の適切性検討

結果は表 15 で示されている。ほぼすべての報告書で、ISO14064-3 や ISAE3000 などの準拠が明記されていた（17 件中 16 件が「あり」または「一部」）。手続内容の具体性について、「再計算・照合」や「算定方法の確認」は多くの保証報告書で記載が見られた一方で、「分析

表 15 保証手続

手続カテゴリ	方針・規 準の確認	算定方法・ 内部統制の 確認	分析的 手続	再計算・ 照合	現地往査	表示内容 の妥当性 検討
会計系						
KPMG あずさサステナビリティ	○	○	○	○	○	○
デロイトトーマツサステナビリティ	○	○	○	△	○	△
EY 新日本	○	○	○	○	○	△
PwC サステナビリティ	○	○	○	○	△	○
非会計系						
LRQA リミテッド	○	○	△	○	○	×
SGS ジャパン	○	○	○	○	○	×
SOCOTEC	○	○	△	○	○	×
JQA	○	○	×	○	○	×
ビューローベリタスジャパン	○	○	○	○	○	△
サステナビリティ会計事務所	○	△	×	○	×	×
日本能率協会	○	△	×	○	×	×
BSI	○	○	○	○	○	△
日本化学工業協会	△	○	×	○	△	○
日本海事協会	○	○	△	○	○	×
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン	○	△	×	△	×	×
ロイドレジスター	○	○	△	×	×	○
早稲田大学	○	△	×	○	×	×
日本環境認証機構	○	○	×	△	×	△
非財務情報保証協会	○	○	×	○	×	○

的手続」や「表示妥当性の検討」は限定的にしか行われていない。表示妥当性の評価については、利用者向けの情報の「開示の適切さ」に関する評価を明示していたのは17件中4件のみであった。現地往査の実施状況について、実施状況を明示していたのは約半数にとどまり、訪問でなくリモート確認や記載なしの事例も複数存在した。大きな特徴として、分析的手続の記載が「あり」とされたのは4件のみであり、多くの保証は記述的か試査中心であった。

会計系保証提供者と非会計系保証提供者との間には、記載される手続の「深さ」と「広がり」に明確な違いが見られた。特にKPMG あずさサステナビリティの保証報告書は、全6カテゴリにわたる詳細な手続記載がなされており、現地往査や表示妥当性の検討に至るまで非常に網羅的であった。一方、非会計系の中でも手続が充実していたのはSGS ジャパンやビューローベリタス、BSIなどであり、分析的手続や現地往査、品質管理体制などの記載が比較的明確であった。これに対し、簡素な記載にとどまったのは早稲田大学（個人名義）やサステナビリティ会計事務所、JQA、日本能率協会などで、内部統制や開示の妥当性といった評価視点が記載されていない、あるいは限定的であった。

4.3 保証報告書のテキスト分析

表16は保証報告書の文字数を測定し、集計した結果である¹¹。全体の平均は1,458文字、標準偏差は666文字となっている。会計系提供者は1,383文字であり、非会計系提供者は1,522文字となっており、非会計系のほうが保証報告書の文字数が多いことがわかる。一方、標準偏差をみると、会計系は486文字、非会計系は785文字となっており、非会計系は会計系よりも文字数が多い一方で、提供者ごとの差異が大きいといえる。

図3は提供者別に保証報告書の平均文字数を集計したものである。監査法人系はEY 新日本とPwCサステナビリティは2,000文字を超えている一方、KPMG あずさサステナビリティとデロイトトーマツサステナビリティは1,000文字程度と短めの文字数となっている。非会計系をみると、外資系認証機関（LRQA、SOCOTEC、ビューロ、BSI、ロイド）も2,000文字超と比較的長い一方、国内認証機関（日本品質保証機構、SGS ジャパン、日本能率協会）は短めとなっている。国内コンサル系（サステナビリティ会計事務所）と早稲田大学は1,000文字以下で非常に短い。これらはコンサルティングベースの保証報告であり、監査法人や認証機関ほどの厳密な記載がなされていない可能性がある。なお、最も文字数が少ない報告書はサステナビリティ会計事務所によるもの（417文字）であり、最も文字数が多い報告書はLRQAによるもの（3,613文字）であった。ページ数でみると、SOCOTECによる報告書が8頁と最も多かった。

表 16 保証報告書の文字数

平均	標準偏差	最小	中央値	最大	N
会計系					
1,383.8	486.1	915	1,113.5	2,515	72
非会計系					
1,522.0	785.8	417	1,335.0	3,613	85
全体					
1,458.6	666.9	417	1,222	3,613	157

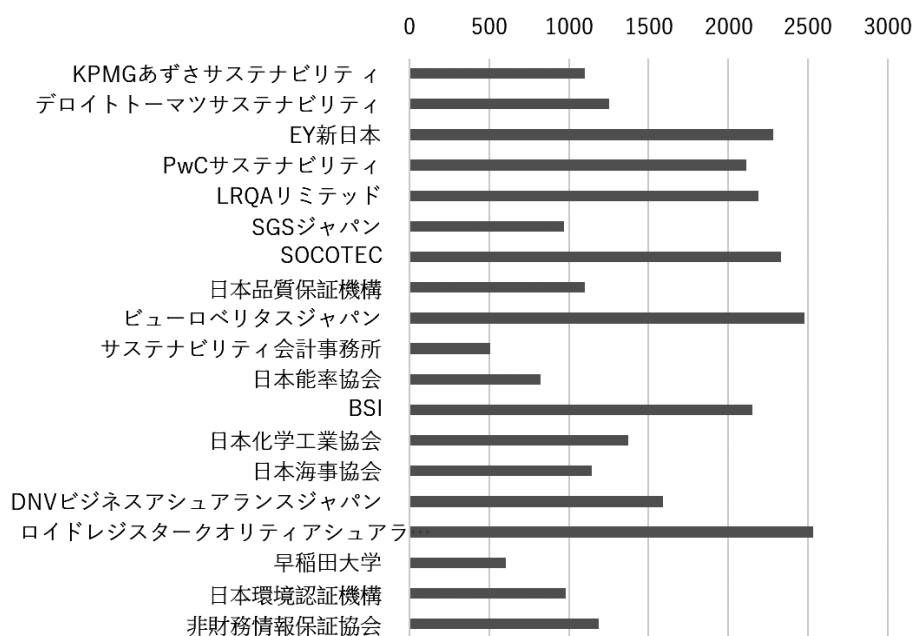


図 3 提供者別の保証報告書の平均文字数

次に、報告書のテキストをすべて統合し、形態素解析を行ったうえで単語の出現頻度を測定した。図4は出現頻度をワードクラウドという Python ライブラリを用いて可視化したものである。「保証」「報告書」「手続」などの出現頻度が多く、サステナビリティ保証の中心的要素として、保証そのものの意義や、保証がどのような手続を経て行われるかが頻繁に言及されていることを示している。また、「排出量」「温室効果ガス」「算定」はCO₂排出量や温室効果ガス（GHG）に関連するデータおよびその算定方法が検証の対象として特に重要視されていることを示している。「検証」「基準」「規準」は、企業が保証を受ける際に依拠する基準（ISAE3000, AA1000AS, ISO14064-3 など）が重要であることが反映されているだろう。「限定的保証」とそれより小さく「合理的保証」があることは、保証水準が議論され

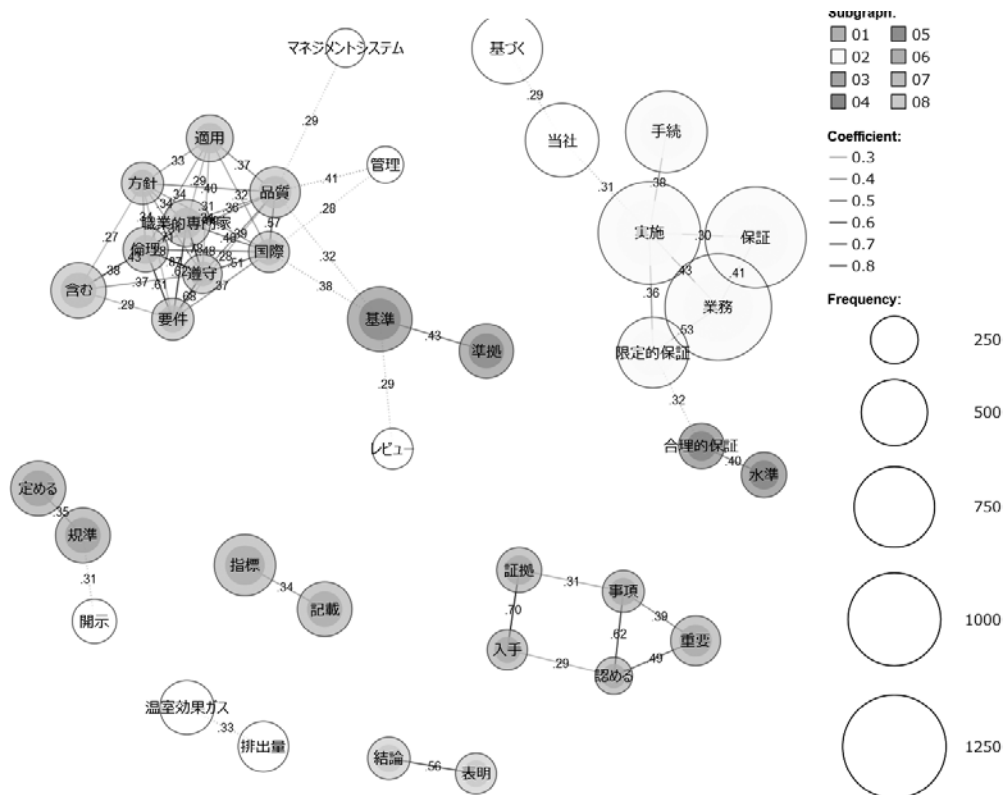


図5 保証報告書の共起ネットワーク図

続いて、これらの単語と保証提供者の属性の関係性を分析したものが図6である。図6では会計系保証提供者と非会計系保証提供者の属性と単語の共起度を計算している。会計系保証提供者は、保証基準の適用や保証の専門性を強調し、保証の適格性や透明性を示す表現を多用する傾向がある。一方、非会計系提供者は、環境データ（特に温室効果ガス）に焦点を当て、データの測定・評価・検証を保証の中心としていることがわかる。

さらに、保証提供者別に対応分析（コレスポネンシ分析）を実施した。対応分析は、主成分分析のカテゴリデータ版といえるもので、カテゴリデータごとの特徴を視覚的に捉える手法である。マーケティングにおける年代別の製品選好や教育における学科別の進路希望傾向などを可視化する際によく使用される。プロット上で近くにあるカテゴリほど似た傾向を示し、離れているほど異なる傾向を示している。また、中心に近い点ほど平均的な傾向を示している。図7から大きく3から4のカテゴリに区分される傾向がよみとれる。第一は、右側に集まっている会計系提供者のカテゴリである。ISAE3000などの監査法人が採用する保証基準に強く関連しており、「基準」「職業的専門家」「倫理」という単語から、監査法人は専門的な基準に則った保証を提供していることが強調される。なお、サステナビリティ会計

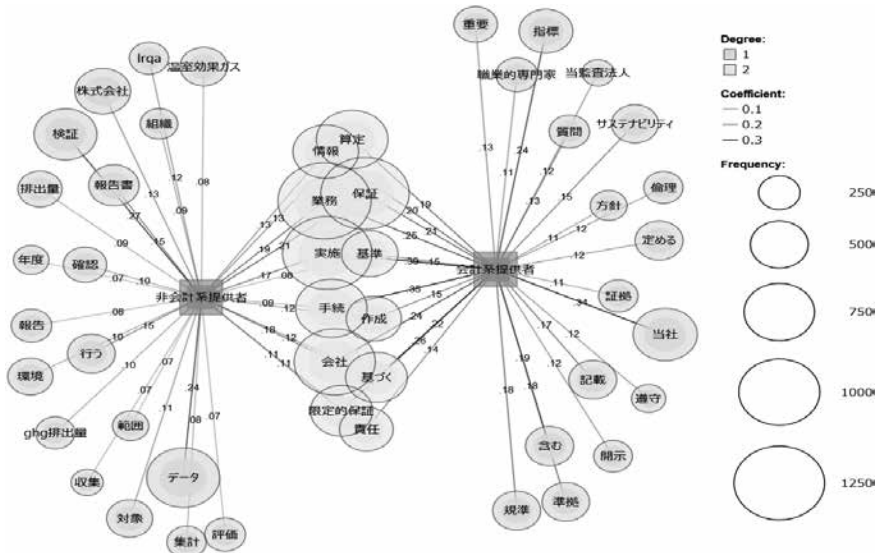


図6 保証報告書の共起ネットワーク図（保証提供者別）



図7 保証報告書の対応分析（提供者別）

事務所もこのグループに位置しているが、同事務所の代表者はかつて監査法人にて勤務経験があることから、保証アプローチが監査法人に近い可能性がある。第二は、左下に位置している外資系認証機関のカテゴリが見て取れる。このカテゴリでは、環境・品質マネジメントシステム（ISO14064, ISO9001 など）の適用が中心であることが示唆されるとともに、「データ」「収集」「対象」「範囲」という単語が多く、環境パフォーマンスデータの信頼性検証に重点を置いていることが示唆される。第三は、左上の国内系認証機関のクラスタである。このクラスタでは「温室効果ガス」「GHG 排出量」という単語の共起が強く、GHG 排出量の保証が主要業務であることを示唆している。監査法人系とは異なり、会計・財務情報よりも環境データの検証を中心に行っている点が特徴であると考えられる。第四に学術・業界系（日本化学工業会、日本海事協会、早稲田大学）は、相互に近い関係性をもっているといえるが、特徴としては第三のクラスタに包摂されているようである。

言語トーンの分析

保証の提供者の言語トーンを分析する。日本における保証業務はほとんどすべて「限定的保証水準」によって実施されている。限定的保証とは、保証対象情報に重要な虚偽表示がないと信じるに足る証拠が得られたことを前提として、保証人が提供する中程度の信頼性（moderate level of assurance）のことを指す。ISAE 3000 では、保証報告書の中で、実施した保証業務が限定的保証か合理的保証か、そしてその保証水準の違いを明確に読者に伝えることが要求されている。

本研究のテキスト分析から、合理的保証と比べた場合の限定的保証の水準について、保証提供者ごとにその説明に違いがみられることが浮かび上がった。表 16 にみられるように、「合理的保証ほどには高い水準ではない」と記載するタイプ（KPMG あずさ、SGS ジャパン、SOCOTEC など）、「合理的水準よりも実質的に低くなる」と記載するタイプ（LRQA ジャパン）、「合理的保証水準よりも大幅に（相当程度）低い」と記載するタイプ（EY 新日本、PWC サステナビリティ）、そしてそもそも水準の説明がない（サステナビリティ会計事務所）という 4 つのパターンがみられる。KPMG あずさサステナビリティとデロイトトーマツコンサルティングは報告書の文字数が監査報告書に似て少ないことから、保証業務を比較的財務諸表監査に準じた業務として捉えていることを示唆させる。また、EY 新日本と PwC サステナビリティは、報告書の文字数が比較的多く、限定的保証水準に基づく保証業務を財務諸表監査とはかなり質の異なる業務であると認識している可能性がある。一方、非会計系は、保証提供者それぞれの保証業務に対する認識が分かれていることがみてとれる。本研究では、先行研究に見られるような会計系は慎重な書きぶりが多く非会計系は楽観的であるという明確な傾向は観察されなかったが、今後は、そのほかの文章も含めたより深い分析が必要となるだろう。

表 17 限定的保証水準についての説明

会計系	
KPMG あずさ	本保証業務は限定的保証業務であり、(略) 合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、 <u>合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。</u>
EY 新日本	限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、限定的保証業務の保証の水準は、 <u>合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証の水準よりも大幅に低い。</u>
PwC サステナビリティ	限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、限定的保証業務で得た保証水準は、当社が <u>合理的保証業務を実施したとすれば得たであろう保証水準よりも相当程度に低い。</u>
デロイトトーマツ コンサルティング	限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、 <u>合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。</u>
非会計系	
LRQA ジャパン	限定的保証業務の証拠収集は、合理的保証業務に比べて少ない範囲で行われ、(略) 限定的保証業務で得られる保証水準は <u>合理的保証業務が行われた場合に得られる保証に比べて実質的に低くなる。</u>
SOCOTEC	限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、SOCOTEC が行った限定的保証業務は、 <u>合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。</u>
SGS ジャパン	限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得たであろう保証ほどには高くない。
ビューロベリタス ジャパン	限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務よりもその種類と時期が多様であり、その範囲が狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、 <u>合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証よりも相当に低い。</u>
サステナビリティ 会計事務所	記載なし

5. 結論と今後の課題

5.1 結論と考察

本研究では、日本の上場企業（JPX400 構成銘柄）を対象に、サステナビリティ情報に対する保証報告書の内容を多角的に分析し、企業側の開示戦略と保証提供者側の保証・開示戦

略の実態を明らかにした。

企業側の分析からは、開示媒体や業種、企業規模によって保証の実施に大きな差があり、とりわけ製造業や大企業ほど保証の活用が進んでいることが示された。また、保証の対象は依然として環境データが中心であり、社会・ガバナンス情報への保証は限定的である。さらに、保証に関する開示スタイルにも差が見られ、形式的な記載にとどまる企業が少なくないことから、情報の信頼性や説明責任の観点では課題が残されていることが明らかとなった。

保証提供者側の分析では、会計系（監査法人系）と非会計系（認証機関等）の間で、保証水準、適用基準、保証手続、報告書の記述内容において明確な違いが存在することが明らかとなった。会計系はISAE3000等に準拠し、保証手続の網羅性・信頼性を重視する傾向があり、特にKPMGあずさによる報告書は全手続カテゴリにわたり記述が充実していた。一方、非会計系では、方針やデータ検証に関する記述は見られるものの、分析的手続や開示妥当性の検討といった観点は省略されがちであり、保証の深度や説明責任においてばらつきが大きかった。

また、報告書の文字数や言語的トーン（確実性・楽観性など）にも保証提供者ごとの違いが顕著であり、保証が単なる検証報告ではなく、保証提供者の姿勢や専門性を反映した「表現行為」であることが示唆された。

これらの知見は、先行研究が指摘してきた「限定的保証への偏り」や「象徴的保証」としての役割が日本企業においても確認されることを裏付けていると同時に、保証報告書の構成やトーンの多様性が、保証の質の一貫性や国際的な比較可能性の欠如を示している。とりわけ、近年のCSRDやISSB・IAASB（ISSA5000）の制度整備にみられるように、保証制度の統一化・標準化が国際的に進む中で、日本における現状のばらつきは制度設計上の課題を浮き彫りにしているといえるだろう。

本研究の学術的意義は、サステナビリティ保証に関する日本の実務において、保証報告書の内容そのものに焦点を当てた初めての体系的・実証的研究として、企業と保証提供者の相互関係や保証の社会的意味を分析フレームワークに落とし込んだ点にある。また、保証水準・基準・構成・表現といった複数の視点から保証の機能と限界を横断的に分析したことにより、理論的な貢献も期待されるだろう。

実務的には、本研究の成果は、保証報告書の質と透明性を高めるための手がかりを提供し、とくに保証制度が今後制度化されていくプロセスにおいて、報告書の構成要素・記載内容の標準化や保証提供者のあり方に関する実証的知見として活用可能である。企業にとっても、保証を単なる制度的対応にとどめるのではなく、ステークホルダーとの信頼構築に資する戦略的コミュニケーション手段として活用するための視座を提供するものといえる。

5.2 今後の課題

今後の課題として、以下の点が挙げられる。

第一に、保証報告書の構成内容に関するさらなる定量的分析である。保証報告書に含まれる構成要素（例：タイトル、宛先、保証対象、適用基準、独立性の説明、保証水準、結論など）の記述比重や順序のパターンは保証提供者によって大きく異なる可能性があり、これを明らかにするために、トピックモデルや構造化文書分析の応用が求められる。これにより、保証の「型」や「記述の慣習」を可視化し、報告書の比較可能性や標準化の可能性を検討することができる。

第二に、言語的特徴の分析の深化である。保証報告書に見られる楽観性、確実性、曖昧性、慎重性といった言語表現の傾向をより精緻に捉えることで、保証提供者の姿勢や企業との関係性、さらには保証の「象徴性」と「実質性」のバランスについて、より実証的に検討する余地がある。

第三に、保証の「質」の評価指標の構築である。報告書に記述された内容をもとに、保証の網羅性や手続の透明性、リスクへの言及などを評価軸としたスコアリングやモデル化を検討することで、利害関係者（投資家、規制当局等）による保証の信頼性判断を支援するツールが開発できるかもしれない。

第四に、保証制度の外部環境、とりわけ制度的・国際的枠組みの変化を視野に入れた研究の必要性である。CSRDによる合理的保証の導入、保証提供者に関する“professional agnostic”な制度設計、さらにはISSBのIFRS S1・S2やIAASBのISSA5000など、保証と開示に関する制度整備が加速する中で、今後は保証の品質管理、報酬制度、利害関係者との情報の非対称性の縮小など、制度的・経済的な観点からの比較分析も重要となる。日本における保証制度がどのように制度化されていくかを観察し、他国との比較を通じて国際的な整合性や独自性を検証していくことも実務と政策にとって大きな意義を持つだろう。

注

- 1 King IIIとは、南アフリカにおける企業統治に関する行動規範（CG code）であり、2009年に発表された「King Report on Governance for South Africa（King III）」を指す。すべての組織に統合的思考（integrated thinking）と統合報告（integrated reporting）の実践を推奨しており、統合報告書の信頼性確保のために外部保証の活用が望ましいとされている。King IIIは、統合報告を企業の説明責任および持続可能性に向けた重要な手段として位置づけている。
- 2 これを受けて2016年に施行されたKing IVでは、独立CSR保証の明示的な要件を削除し、企業の判断と説明責任に委ねる「apply and explain」アプローチに改められた。
- 3 Manetti & Toccafondi（2012）も、Global Reporting Initiative（GRI）ガイドラインに基づくA+の保証報告書161件（欧州、アジア、ラテンアメリカなど）を対象として、ステークホルダーの関与を分析している。その結果、保証報告書の55%は経営陣（取締役、CEO、マネージャー）に向けたものであり、一般のステークホルダー向けの保証は11%にとどまっていた。保証報告

書においてステークホルダーの関与を保証プロセスで確認したとする声明は39%で、保証提供者が実際にステークホルダーと対話したとする証拠は少なく、多くは企業内部の関係者（従業員）との対話にとどまっていた。一方、保証プロセスにおいて、外部のステークホルダー（顧客、地域社会、NGO等）との対話はほぼ行われていないことが明らかとなった。

- 4 この論文の筆頭著者はBoiral（2013）において、サステナビリティレポートそれ自体の虚構性を指摘しているが、Boiral & Heras-Saizarbitoria（2020）はその外形的信頼性を支える保証にもまた虚構性が存在することを問題視している。
- 5 保証の範囲、水準、基準、独立性、プロセス、結論、推奨事項、ステークホルダーとの関連性、明確性の9つ。
- 6 保証提供者の特性、企業側の代表者による表明、計画・プロセスの性質と範囲、形式要件、特定の会計システムに関する結論、保証の形式と基準、コメントと改善提案の7分類からなる29項目。
- 7 統合保証とは、企業のリスク、ガバナンス、パフォーマンス、サステナビリティ報告などに関する保証活動を、内部監査、外部監査、マネジメント、その他の保証提供者（例：専門認証機関）といった複数の関係者で調整・連携することをいう。
- 8 責任と準拠、保証提供者の多様性、保証水準、保証範囲、保証手続、宛先と使用制限の6つ。
- 9 DICTION 7.1は、テキストの内容分析を行うためのコンピュータベースのソフトウェアであり、5つの変数（確信性、楽観性、活動性、現実性、共通性）を用いてテキストの語彙使用頻度を数値化することで、言語のトーンや意味の傾向を推定する。
- 10 なお、サステナビリティレポートを開示している149社のうち135社は統合報告書も作成開示している。統合報告書の視点からみれば、398社中311社（78%）の企業が統合報告書を作成しており、そのうち約4割がサステナビリティレポートも作成開示している。
また、サステナビリティ情報を「報告書」という形式ではなく、「データブック」としてダウンロード可能な形式で開示している場合もサステナビリティレポートによる開示としてカウントしている。
- 11 文字数のカウントにあたっては報告書のタイトル、宛名、署名、項目見出しを除き、本文のみを対象としている。

参考文献

- Ackers, B. (2009). Corporate social responsibility assurance: How do South African publicly listed companies compare? *Meditari Accountancy Research*, 17(2), 1-17.
- Ackers, B. (2015). Can a conceptual framework for corporate social responsibility [CSR] assurance be developed? *Corporate Ownership and Control*, 12(4), 8-23.
- Ackers, B. (2017a). Independent corporate social responsibility assurance: A response to soft laws, or influenced by company size and industry sector? *International Journal of Disclosure and Governance*, 14(4), 278-298.
- Ackers, B. (2017b). The evolution of corporate social responsibility assurance-A longitudinal study. *Social and Environmental Accountability Journal*, 37(2), 97-117.
- Ackers, B., & Eccles, N. S. (2015). Mandatory corporate social responsibility assurance practices: The case of king iii in South Africa. *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 28(4), 515-550.
- Bepari, M. K., & Mollik, A. T. (2016). Stakeholders interest in sustainability assurance process: An examination of assurance statements reported by Australian companies. *Managerial Auditing Journal*, 31(6-7), 655-687.
- Boiral, O., & Heras-Saizarbitoria, I. (2020). Sustainability reporting assurance: Creating stakeholder accountability through hyperreality? *Journal of Cleaner Production*, 243, 1-17.

- Deegan, C. (2002). The legitimising effect of social and environmental disclosures—a theoretical foundation. *Accounting, auditing & accountability journal*, 15(3), 282-311.
- Flasher, R., Luchs, C. K., & Souza, J. L. (2018). Sustainability assurance provider participation in standard setting. *Research in Accounting Regulation*, 30(1), 20-25.
- Gillet-Monjarret, C. (2015). Assurance of sustainability information: A study of media pressure. *Accounting in Europe*, 12(1), 87-105.
- Gürtürk, A., & Hahn, R. (2016). An empirical assessment of assurance statements in sustainability reports: Smoke screens or enlightening information? *Journal of Cleaner Production*, 136, 30-41.
- Hassan, A. (2019). Verbal tones in sustainability assurance statements: An empirical exploration of explanatory factors. *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 10(3), 427-450.
- Junior, R. M., Best, P. J., & Cotter, J. (2014). Sustainability reporting and assurance: A historical analysis on a world-wide phenomenon. *Journal of Business Ethics*, 120(1), 1-11.
- Larrinaga, C., Rossi, A., Luque-Vilchez, M., & Núñez-Nickel, M. (2020). Institutionalization of the contents of sustainability assurance services: A comparison between Italy and United States. *Journal of Business Ethics*, 163(1), 67-83.
- Loss, S. A. (1973). The economic theory of agency: The principal's problem. *The American Economic Review*, 63(2), 134-139.
- Manetti, G., & Toccafondi, S. (2012). The role of stakeholders in sustainability reporting assurance. *Journal of Business Ethics*, 107(3), 363-377.
- Marx, B., & van Dyk, V. (2011). Sustainability reporting and assurance. *Meditari Accountancy Research*, 19(1/2), 39-55.
- Perego, P., & Kolk, A. (2012). Multinationals' Accountability on Sustainability: The Evolution of Third-party Assurance of Sustainability Reports. *Journal of Business Ethics*, 110(2), 173-190.
- Prinsloo, A., & Maroun, W. (2021). An exploratory study on the components and quality of combined assurance in an integrated or a sustainability reporting setting. *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 12(1), 1-29.
- Venter, E. R., and L. v. Eck. (2021). Research on extended external reporting assurance: Trends, themes, and opportunities. *Journal of International Financial Management & Accounting*, 32(8), 63-103.
- KPMG あずさサステナビリティ株式会社 (2021) 『日本におけるサステナビリティ報告 2020』
- KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン (2022) 『日本の企業報告に関する調査 2021』
- 高田知実 (2024) 「日本企業におけるサステナビリティ情報の開示と保証の実態」(松本祥尚【編著】『開示情報に対する保証の枠組み —サステナビリティ情報の開示と保証の制度化に向けて—』同文館出版 2024)
- 矢澤憲一 (2024) 「サステナビリティ情報の保証に関する実証分析」(小西 範幸【編著】『サステナビリティ情報の会計・保証・ガバナンス』同文館出版 2024)

本研究は青山学院大学総合研究所研究プロジェクト「コーポレート・ディスクロージャーの総合的研究」による研究成果の一部です。